平成２４年（フ）第１０２号
北海道河西郡芽室町東２条４丁目21番地１
北町団地１－Ｃ
債務者　佐波登志恵（旧姓西内）
１　決定年月日時　平成24年５月18日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
北海道帯広市南町東１条６丁目４番地　つくしハイム１－Ｃ号
債務者　三田村良美（旧姓丁野）
１　決定年月日時　平成24年５月18日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２０１１号
さいたま市北区今羽町152番地
破産者　ゲンフーズ株式会社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
千葉県佐倉市鍋山町59番地３、開始決定時の住所千葉県佐倉市鏑木町981番地１　エステ・プラザ京成佐倉駅前405号
破産者　諏訪　和成
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１５号
群馬県太田市西矢島町370番地１　レオパレスエクセル206号、住民票上の住所千葉県成田市玉造３丁目１番地　県営住宅成田第４１棟206
破産者　寺口　周一
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２０号
千葉県四街道市鹿渡953番地20
破産者　ノベリティハウス株式会社
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２１号
千葉県四街道市美しが丘２丁目８番10号
破産者　落合　秀典
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４９号
千葉県四街道市四街道３丁目３番16―305号
破産者　佐藤　文親
１　決定年月日　平成24年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７３７号
北九州市八幡西区下上津役２丁目16番27号
破産者　有限会社芳賀企設
１　決定年月日　平成24年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５９号
北海道苫小牧市日新町５丁目８番８号
破産者　有限会社坂上工務店
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３０４号
宮城県栗原市金成有壁大日前81番地１
破産者　株式会社金成自動車学校
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８号
長野市大字高田五分一619番地11
破産者　有限会社オアシスコーポレーション
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９８号
名古屋市中村区名駅南１丁目16番28号
破産者　クリエート企画株式会社
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
名古屋市北区大曽根３丁目２番12号
破産者　有限会社ゆうゆう旅行
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２２号
滋賀県野洲市市三宅2732番地、主たる営業所京都市下京区烏丸四条下る水銀屋町620番地ＣＯＣＯＮ烏丸４階
破産者　アディレクト株式会社
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４１１号
大阪市旭区清水４丁目３番37号
破産者　守口空調設備株式会社
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３６０号
大阪府寝屋川市寿町48番11号
破産者　有限会社ＴＭＣ　ＴＲＡＤＩＮＧ
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２８号
大阪府枚方市東中振２丁目９番１―1009号
破産者　有限会社ケージー通商
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番10号日建ＣＣビルディング203号
破産者　有限会社アイテック
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９号
大阪市中央区島之内２丁目６番35号
破産者　株式会社アールワン（旧商号ファンダースディリー株式会社）
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２号
大阪市福島区海老江５丁目２番２号大拓ビル５
破産者　株式会社ホシカワデザイン
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部